同和問題(部落差別)

国固有の人権問題です。 ことを理由に差別を受けることがある、我が どと呼ばれる地区出身や、そこに住んでいる 国民の一部の人々が同和地区、被差別部落な 過程で形づくられた身分差別により、今なお 同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史的

だけという人が増えてきています。 別)を知らないという人や、聞いたことがある 差別の解消を妨げる行為が依然として続いて 地域を特定するような情報を流すなど、部落 ます。また、SNS上での差別的な書き込みや 際の同和地区に対する忌避意識が一部にあり 等が不正取得されたり、不動産売買や転居の ものの、結婚に際しての身元調査として戸籍 みによって少しずつ解消に向けて進んでいる います。さらに、最近では、同和問題(部落差 同和問題(部落差別)は、これまでの取り組

め、自分自身の問題としてしっかり受け止め (部落差別)に対する正しい知識と理解を深 突然訪れます。私たち一人ひとりが同和問題 は無関係だと感じている人の前にも、ある日 る準備をしておくことが重要です 同和問題(部落差別)は、そういった問題と

啓発推進



女性の人権

こどもの人権

整備が進められてきました。 機会均等法」・「女性活躍推進法」など法律の め、「男女共同参画社会基本法」・「男女雇用 我が国では男女共同参画社会を実現するた

利益な取扱い(マタニティ・ハラスメント) 暴力、性犯罪、ストーカー行為、セクシャル 会には男女差別、配偶者・パートナーからの などがあり、男女平等とは言えないのが現状 ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不 また、男女共同参画社会の実現を妨げてい 女性の人権をめぐる問題として、 今なお社

認識し、解決に向け取り組むことが重要で す。ジェンダーの問題を誰もが我が事として くられてきた社会構造を見直す必要がありま ていくだけではなく、これまで男性中心につ る社会にするためには、女性の活躍を推進し ることなく、すべての個人が互いに尊重され 女性の就労や生き方の自己決定を阻んでいます。 て賃金、雇用形態などに男女の格差が残り、 などがあげられます。それにより、依然とし や、就労上の男女格差、男性中心の政策決定 る要因として、固定的な性別役割分担意識 性別により差別されたり、役割を強制され

> 全が脅かされています。 した誹謗中傷など、こどもの健全な成長や安 者からの虐待、貧困、SNS上の匿名性を悪用 しながら、社会においてはいじめや体罰、保護 の主体として尊重することが重要です。しか り、世話することが必要であり、こどもを権利 えに、法律上の保護を含めて、特別にこれを守 は身体的及び精神的に未熟な存在であるがゆ れ、守られなければならない存在です。こども こどもは一人の人間として最大限に尊重さ

がうたわれています。 活動に参加できること」や「こどもの意見が 係することに意見を言えたり、社会の様々な ども基本法」が令和5年4月1日に施行され もよいことが優先して考えられること」など 尊重され、こどもの今とこれからにとって最 ました。「こども基本法」には、「自分に直接関 このような中、こどもの権利を守る法律「こ

真意をくみとることも意見 ぶやいた言葉や、表情から は、まわりの大人の仕事です を見逃さず、尊重していくの の生活の中で、こどもの意見 を聞くことになります。毎日 こどもが普段何気なくつ



高齢者の人権

ど、施策が進められています。 として介護保険制度がスタートしました。 対する支援等に関する法律」が施行されるな から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に 2006年には、高齢者の尊厳保持の重要性 高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み 高齢者人口の増加に伴い、2000年に

増えてきています。 徳商法など、高齢者が被害にあう問題なども る経済的虐待、さらには、振り込め詐欺や悪 介護放棄、本人の意に反して財産を処分され りか、養護者からの身体的・心理的な虐待、 いを喪失することが起きています。そればか の関わりが少なく、社会的に孤立して生きが のあり方が変容するにつれて、家族や地域と しかし、家族構成や高齢者のコミュニティ

づくりが求められています ともに、生き生きと暮らしていくための環境 擁護の推進など、高齢者への理解を深めると ことはもとより、 要です。地域ぐるみで人権意識の向上を図る に理解し合い、共に支え合う社会の実現が必 を続けることができるよう、地域住民が互い 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らし 認知症に関する知識や権利



障害のある人の人権

バリア(障壁)のため日常生活で不便さを感 くられてきました。障害のある人は、社会的 ることは、私たちが取り組むべき課題です。 え合い、分け隔てなく共に生きる社会をつく これまで障害のない人に合わせた社会がつ 障害のある人もない人も互いに尊重し、

アを取り除くための法整備が進められていま する合理的配慮を行うことなどが明記される 害のある人からの配慮を求める意思表示に対 ある人への不当な差別的取扱いの禁止、障 消の推進に関する法律」が施行され、障害の 2016年には「障害を理由とする差別の解 社会の実現が新たに規定されました。また、 れることなく他者と共生することができる 行われ、あらゆる分野において、分け隔てら など、共に生きる社会の実現や社会的なバリ 2011年には「障害者基本法」の改正が

移すことが大切です 一人ひとりがそれを理解し、具体的な行動に り除くことは社会の責務であります。私たち 差別や不平等を生み出す社会的バリアを取



インターネットと人権

通プラットフォーム対処法」(通称:情プラ に係る措置を義務づけた法律です。 業者に対し、迅速な対応、運用状況の透明化 に対処するため、大規模プラットフォーム事 法)は、SNS上の誹謗中傷や権利侵害情報 2025年4月1日に施行された「情報流

る事業者が総務省から指定されています。 X(旧ツイッター)などのサービスを提供す チャット、LINE VOOM、Facebook、TikTok、 在 YouTube、Yahoo! 知恵袋、LINE オープン 大規模プラットフォーム事業者には、

した。

安心で生き生きとした生活を妨げられてきま

じ、社会参加において困難に直面するなど

象として総務省より例示されました。 害、違法薬物や闇バイトの募集などが削除対 も含まれており、名誉棄損やプライバシー侵 受けた場合、7日以内に対応を判断し、その られています。さらに、違法情報の削除促進 年に一度その運用状況を公表することを求め 結果を通知することになっています。また、 事業者は、誹謗中傷や権利侵害の申し出を

し、SNS上の健全な情報流通を促進するこ この法律の目的は、被害者の救済を迅速化

供されると期待されています。 害が減少し、より安全で信頼できる情報が提 この法律により、SNS上での誹謗中傷被